

令和3年4月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○主な変更事項

1. 様式の一部追加・変更（令和3年4月改正）による様式、記載例、記載要領の修正（様式の押印不要による変更を含む。）
改正内容は国土交通省資料「経営事項審査の一部改正（令和3年4月）」を参照。
2. 解体工事業の技術職員における経過措置の終了（令和3年6月30日に延長）による附則第4条該当コード（末尾アルファベット）の令和3年7月以降使用不可。
3. 建設業者の地位の承継における申請について、結果通知書を受審月の翌月20日発送とする。
4. 技術職員名簿における新規実務経験掲載者の実務経験証明書記載内容の確認。
5. 「技術職員数に含まれない者」の追加（社会保険未加入者、被扶養者、低賃金）
※4については、令和3年6月からの運用とします。
※5については、令和3年10月からの運用とします。

○変更点

目次（修正）（追加）

- ・（旧）令和2年4月 ⇒ （新）令和3年4月
- ・Ⅲ経営規模等評価申請書等のその他審査項目のうち
CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）、技能者名簿（様式第5号）を追加。
- ・Ⅳ総合評点の算出方法 5. その他の審査項目（社会性等）の評点に
（10） \forall 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（ W_{10} ）を追加

目次（追記）：経営事項審査受付の特例を追記

なお、令和3年4月現在、新型コロナウイルス感染拡大に係る経営事項審査受付の特例を設けており、運用を一部変更しています。詳細は三重県ホームページ「建設業のための広場」を参照いただくか、管轄の建設事務所までお問い合わせください。

P8（追記）：（9）提出書類のNo.1 経営規模等評価申請書の摘要

記入要領及び記入例参照の下に、下記文言を追記。

（申請者の押印は不要。ただし行政書士の代理申請及び行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要）

P8（追加）：（9）提出書類

No6 様式第4号（CPD単位を取得した技術職員名簿）

No7 様式第5号（技能者名簿）

P 9 (追記) : (10)持参書類の No. 9 技術職員及び公認会計士等 (建設業経理事務士) の
雇用が確認できる書類の摘要欄に下線部分追記

○標準報酬月額決定通知書 の後に、ただし70歳以上75歳未満の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ を追記。

P 1 2 (追加) : (10)持参書類の No. 18 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類
※書類名及び摘要を追加

P 1 2 (変更) : (10)持参書類の No. 19 完成工事高に計上した工事の契約関係書類の摘要
欄の記載部分変更

各審査対象業種の完成工事高に計上した全ての工事に係る・・・

⇒各審査対象業種の完成工事高に計上した工事に係る・・・の後ろに、

(該当の工事経歴書記載上から3件分) を追加

P 1 3 (変更) : 技術職員の資格を称する書類にかかる注記の変更。

「注6」証明者の印は～求める場合があります。」を削除し、下線部分に変更。

前回の経営事項審査において提示のあった合格証や資格を証する書類のうち、変更がなく有効期限の定めのないものは、再度の提示は不要です。(例. 合格証明書、免状)

ただし、新規掲載者や有資格区分コードを変更する場合は、提示が必要です。

「注7」を下線部分に変更」

実務経験証明書の様式は、建設業許可申請に係る法定様式(様式第9号)によることとしてください。(申請者の押印は不要です。)

なお令和3年6月以降、新規掲載者の場合は記載内容の確認を行いますので、契約書、注文書・請書等の確認資料(許可における専任技術者の実務経験の確認と同じ要件です。該当年数分、ただし5年以上の証明の場合は5年分以上※)の提示をお願いします。合わせて在籍確認も行いますので、在籍した事が分かる資料(健康保険証等)の提示をお願いします。(当日申請書において新規掲載者である旨確認した場合、後日建設事務所において確認を行います。ただし経営事項審査受審日前に該当者がある旨建設事務所へ申し出ていただいた場合は、事前に確認を行います。)

※1年間に対し、1件以上確認します。不足年数分の書類について、保存期間の超過等により、契約書等による請負実績の確認が出来ない期間がある場合や証明内容の確認において疑義が生じた場合は、建設事務所実務経験記載の根拠(作成の基とした資料)についてお尋ねします。)

「注7」審査基準日以前5年の間に～を「注8」～に変更

P 1 3 追加 : 注10 追加

注10) 公認会計士・税理士・登録経理試験(1級、2級)の合格者に対する加点の条件とし

て、継続的な研修・講習の受講が必要です。1級・2級登録経理試験（建設業経理士）の合格者は、登録講習を5年に1度受講することが必要となりますが、平成29年3月以前の合格者は、令和5年3月末までは講習の受講義務を免除します。また、建設業振興基金が開く建設業経理士の講習を過去5年以内に受講した有資格者も受講義務を免除します。

P 1 4（追加）；注16）追加

注16）規則第7条の3第3号（登録基幹技能者講習を修了した者）若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者（建設業許可の専任技術者要件に該当する者）又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（建設業許可の専任技術者要件に該当する者を除く。）が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）がある場合は、CPD単位数取得数に記入し、CPD受講証明書を提示してください。

また、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した技能者（施工の管理のみに従事した者を除く）のうち、審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合は、技能レベル向上者数の欄に記入し、能力評価（レベル判定）結果通知書を提示してください。

P 1 6（追記）：経営事項審査申請書類 確認書

※制度改正による項目の追加修正

P 1 7（追記）：2. 審査結果通知について

概ね申請した日の属する月の翌々月20日頃の後に、

（ただし、建設業者の地位の承継における申請については翌月20日） を追記

P 2 1（追記）：（3）技術職員数（項番19）のエに下線部分を追記。

エ 次の者は技術職員数に含みません。

パート、アルバイト、労務者（常用労務者を含む。）など臨時的に雇用されている者、法人の監査役、会計参与、非常勤職員、社会保険未加入者、社会保険の被扶養者（限度額130万円未満）、最低賃金法の基準に満たない低賃金である者（目安は月120時間×三重県で定められている最低賃金（令和2年10月現在、1時間当たり874円））

P 2 3（削除）：（1）各項番の記載方法

「※令和元年6月1日より～変更ありません）」 ⇒削除

P 3 3（追加）：P 2 9の別記様式第1-1号工事種類別完成工事高付表【分割分類用】

の記載例追加

P 4 0 (削除) : 3 技術職員名簿の(1) 各項番の記入要領

「また。下記の点に～記載することはできません」 ⇒削除

P 4 0 (削除・追記) : 3 技術職員名簿の(2) 技術者の区分

イ 「令和元年6月1日から～記載して頂くことになっています。」 ⇒削除

・表に追加→監理技術者補佐 4点を加点

キ 監理技術者補佐の要件を満たす「主任技術者+1級技士補」の有資格者には、4点の評価が付与されます。

P 4 1 (追記) : (3) 技術職員名簿のクを追記

ク 「CPD取得単位数」の欄は、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(P 8 2記載の算出式により算出された数値)を記入する。

P 4 4～P 4 5 (変更) : (6) 建設業の経理の状況について

※建設業経理士について、5年に1度の講習受講を義務付け、講習受講者「登録1・2級建設業経理士」だけを加点対象にする。ただし、平成29年3月以前の資格取得者に対する経過措置として、令和5年3月までには講習を受講しなくても要件を満たしているとみなす。旨を記載。

P 4 6 (追記) : (1 1) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について

ア CPD単位取得数については、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(1人当たり30単位を上限)がある場合に加点して審査します。

イ 技能レベル向上者数については、審査基準日以前3年のうちに審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合に、加点して審査します。等を追記。

P 5 5 (追加) : CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)を追加。

P 5 6 (追加) : 告示別表第十八を追加

P 5 8 (追加) : 技能者名簿(様式第5号)を追加

P 6 1 (変更) : 経営規模等評価申請書の様式番号の変更

様式第二十五号の十一⇒様式第二十五号の十四

P 7 2 (削除) : 工事の種類表

コード300 とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置) ⇒削除

P 7 7 (変更) : 別紙二 技術職員名簿<様式変更>

※CPD単位取得数の追加。

P 7 7 (追記) : 技術職員名簿の「講習受講欄」に追記

※令和3年1月から監理技術者講習の有効期限は、講習を受講した日から受講した年の5年後の12月31日までに延長されたが、加対象になるのは、当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る。

P 7 8 (削除) : 技術職員名簿記載要領 6「業種コード欄」

「なお、平成28年6月1日から～それぞれ審査される」までを削除
コード300 とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)⇒削除

P 7 8 (追加) : 技術職員名簿記載要領 10「CPD単位取得数」

「CPD単位取得数」の欄は、～記載すること。を追加。

P 7 9 (変更) : 別紙三 その他審査項目(社会性等)<様式変更>

一番下の欄に、「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」を追加。

P 8 0～P 8 2 (変更) : 記載要領

- 13 「監査の受審状況」の下線部分の記載変更
- 14～20 記載内容の変更による番号の繰り下がり
- 22 「CPD単位取得数」の記載追加
- 23 「技能レベル向上者数」の記載追加

P 9 1 (追記) : 005 監理技術者補佐を追記

P 9 4 (変更) : (表12) 技術職員有資格者区分コード表 の注)

・資格区分にある『附則第4条該当』とは～解体工事業の技術職員としてみなされます。
⇒・資格区分にあった『附則第4条該当』(コード末尾がアルファベットのもの)について、令和3年6月30日までは解体工事業の技術職員としてみなされていますが、令和3年7月以降の申請には記入できませんのでご注意ください。

P 9 9 (追記) ; 4. 技術職員の評点(Z)の(1)技術職員数の点数(Z1)

監理技術者補佐(4点加)

P 1 0 4 (変更) : (5) 建設業の経理に関する状況(W5)

経理試験1級合格者⇒登録者に限る(経過措置あり)

P 1 0 4～P 1 0 6 (追加) : (10) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況
※評点内容を追加

P 1 0 7 (変更) : (表 31) 総合評定値自己計算表

W 経営規模等評価の結果に係る数値でその他の審査項目（社会性等）の評点

- ・ 建設業経理の状況の点数（W 5） ⇒変更
- ・ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W 1 0） ⇒追加